

渋谷道玄坂周辺地区まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 この会は「渋谷道玄坂周辺地区まちづくり協議会」（以下「協議会」と称する）。

(目的)

第2条 協議会は、渋谷道玄坂周辺地区（以下「当該地区」という）に「住み」「働き」「学び」「楽しむ」ため集う人々にとって、快適で安全な都市空間等を創造し、維持することを目的として設立する。その際住民、各種団体、企業等と行政が協働してまちづくりを進めていくものとする。

(事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するために、次のことを行う。

- 1 当該地区の将来像やまちづくりの具体的計画を関係者に提言する。
- 2 上記に必要な調査・研究を行う。
- 3 当該地区の快適で安全な都市空間を維持するための諸活動を行う。
- 4 上記に必要な調査・研究を行う。
- 5 その他必要と思われる事業を行う。

(会の構成)

第4条 協議会は、当該地区にある町会、商店会・商店会員、団体、企業のほか、当該地区に住む者、働く者、学ぶ者、土地・建物を所有する者、業を営む者及び、まちづくりに関する調査・研究等を行っている者（以下「関係住民等」という）の内、協議会の目的に賛同する個人、団体、企業等によって構成する。

(正会員)

第5条 第4条に定めた構成員の内、第7条に定めた会費を納めた下記の構成員を正会員とし、総会・幹事会に於いて会費1口につき、1個の議決権を持つものとする。

- 1 当該地区にある12町会（道玄坂、柳通、道玄坂二丁目奨励会、道玄坂上、富士見、栄和、道玄坂親栄会、円山、神泉、神泉・円山親栄会、道玄坂一丁目、渋谷百軒店商店会町会）及び、6商店会（渋谷道玄坂商店街振興組合、東急本店前商店会、渋谷百軒店商店会、渋谷地下商店街振興組合、渋谷中央街、松濤文化村ストリート商店会）団体、企業。
- 2 前項に属さない関係住民等で参加を希望し、協議会の承認を得た個人、団体、企業等。

(賛助会員)

第6条 第2条に定めた目的に賛同し、その活動に参加、賛助する個人、団体、企業等を賛助会員とする。但し、協議会の各会議に於いて、議決権を有しない。

(入退会と会費)

第7条 正会員として入会を希望する者は、入会申込書に必要な書類を添付して幹事会に申し込むものとし、幹事会及び、総会の承認を得るものとする。

2 正会員が協議会を退会する時は、退会届を幹事会に提出し、任意に退会することができる。

3 正会員たる団体、企業会員は年間12,000円を、個人会員は年間6,000円を夫々1口とする会費を1口以上納めるものとする。既に納められた会費等については、返還しない。

4 賛助会員として入会を希望する者は、入会申込書に必要な書類を添付して幹事会に申し込むものとし、幹事会の承認を得るものとする。

5 賛助会員が協議会を退会する時は、退会届を幹事会に提出し、任意に退会することができる。

6 賛助会員たる団体、企業会員は年間6,000円を、個人会員は年間3,000円を夫々1口とする会費を1口以上納めるものとする。既に納められた会費等については、返還しない。

(総会)

第8条 協議会の運営の為、総会を開催する。

2 総会は、代表幹事が招集する。

3 総会は、第5条に定める正会員の半数以上をもって成立し、その過半の議決によって決する。

4 総会の審議・承認事項は、次の通りとする。

(1) 会則の変更

(2) 議決権に関する事項

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 幹事会の組織及び運営

(6) 役員及び監査役の選任

(7) 会員の入会

(8) 会費の金額

(9) その他、協議会の運営に関する重要な事項

(幹事会)

第9条 協議会の運営を円滑にするために、幹事会を設ける。

- 1 幹事会は、代表幹事が招集する。
- 2 幹事会は、正会員たる個人及び、町会、商店会、団体、企業等を代表する者の中から互選によって選任された者（以下「幹事」という）によって構成する。但し、町会、商店会の代表者は、原則として幹事に就任するものとする。
- 3 幹事の構成および役割及び、任期は、次の通りとする。
 - (1) 代表幹事1名、副代表幹事若干名、会計幹事9名、幹事25名以内及び、監査役2名(以上の者を「役員」という)
 - (2) 代表幹事は協議会を代表し、運営全般を統括する。
 - (3) 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故ある時は、これを代行する。
 - (4) 会計幹事は、協議会の会計を統括し、毎期、収支予算及び、収支決算を作成する。
 - (5) 幹事会は、協議会の事務を統括し、毎期、事業計画及び、事業報告を作成する。
 - (6) 幹事会は、専門家等を顧問（アドバイザー）として選任することができる。
 - (7) 幹事会は、諸官庁、団体等に対し、協議会への協力・助言等を求めることができる。
 - (8) 監査役は、協議会の運営及び、会計を監査する。
 - (9) 幹事、監査役の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 幹事会の審議・承認事項は、次の通りとする。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会で承認した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、総会の承認を要しない事項の執行に関する事項
- 5 議決を行う場合は、出席幹事の3分の2以上をもって決する。

(収入、支出および会計)

第10条 協議会の収入は会費、寄付金等による。

- 2 協議会の支出は、事務用品費、印刷費、通信費、会場費、調査費、謝礼金等とする。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 4 収支決算については、監査役の監査を受け、幹事会・総会の承認を経て決するものとする。

(会則の変更)

第11条 会則に変更の必要が生じた時は、議案として幹事会に提出し、幹事会・総会の承認を経て決するものとする。

附則

- 1 この会則は、平成16年10月6日から施行する。
- 2 協議会設立当初の幹事の任期は、第9条(10)の規定にかかわらず、設立日から平成18年3月31日までとする。
- 3 協議会設立当初の会計年度は、第10条2項の規定にかかわらず、設立日から平成17年3月31日までとする。
- 4 平成18年 6月 9日 改訂
- 5 平成18年 9月19日 改訂
- 6 令和 元年 6月 6日 改訂
- 7 令和 5年10月23日 改訂